彩の国 埼玉県

令和６年度

養護教諭５年経験者 研　修　の　手　引

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県教育委員会
埼玉県教育局県立学校部保健体育課
埼玉県立総合教育センター
SPEC Saitama Prefectural Education Center
http://www.center.spec.ed.jp/

は　じ　め　に

埼玉県立総合教育センター所長

今日の超少子高齢化や高度情報化社会の進行による社会情勢の急激な変化は、児童生徒の心身の健康に大きな影響を与えています。また、いじめや不登校、児童虐待などに伴うメンタルヘルスに関する課題、食物アレルギー、薬物乱用など、多様かつ喫緊の健康課題が顕在化しています。さらに、新型コロナウイルスの世界的流行に起因する教育環境の変化と、その変化に対応するための心身の健康管理が求められています。

こうした状況の中、児童生徒の健康の保持増進を目標とする学校保健は、学校教育の基盤であり、各学校において適切かつ効果的に指導を進める必要があります。そして、その職務の中心的役割を担う養護教諭には、教育者と技術者の二役を兼ねる高い専門性と、校内における中核的な役割が求められています。

養護教諭５年経験者研修は、県立総合教育センターで５日間の機関研修を行います。これまでの教職経験を踏まえ、養護教諭としての専門的知識・技能を高めるとともに実践的指導力を向上させ、幅広い知見を得ることを目的としています。養護教諭は健康教育の専門家であり、「身体を通して心をみること」ができる教育職員です。専門職として自らの職務を振り返り、仲間とともに学びを深め、今後の養護教諭人生の方向性を見出すための一助となるよう、意欲をもって研修に励んでください。

結びに、県教育委員会で策定した、埼玉県教職員ＭＯＴＴＯ（モットー）を紹介します。「未来を創る、こどもたち。未来を育てる、わたしたち。～未来への責任～」。このことばには、日々の教育活動を通して得た感動や喜び、大切にしてきた誇りが表現されています。皆さんには、養護教諭５年経験者研修を通して、実践的指導力を高めるとともに、子供たちの心に火を灯し続けるような、優れた指導力と使命感を兼ね備えた、児童生徒及び保護者をはじめとする県民の皆様から信頼される養護教諭となることを期待しています。

埼玉県マスコット「コバトン」

目　　次

はじめに

埼玉県養護教諭研修実施要項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1

養護教諭５年経験者研修実施要項細則・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

総合教育センター機関研修計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

レポート作成及び提出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

研修の受講に当たって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6

研修（欠席・遅刻・早退）届　（様式１）・・・・・・・・・・・・・・・・　7

アクセス＆マップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

埼玉県　校長及び教員としての資質向上に関する指標（養護教諭）・・・　9

埼玉県養護教諭研修実施要項

埼玉県教育委員会

第１　目　的

養護教諭研修は、新規採用、５年経験者（教職経験４年経過）、中堅（教職経験９年経過）の養護教諭に対して、現職研修の一環として、「埼玉県　校長及び教員としての資質向上に関する指標」を踏まえ、それぞれの経験に応じた研修を実施し、専門職としての実践的指導力及び使命感を養い、幅広い知見を得させることを目的とする。

第２　対　象

養護教諭研修の受講対象となる者は、次の者とする。

埼玉県内（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の国立又は公立の幼稚園、幼保連携型認定こども園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に勤務する養護教諭

ただし、経験者研修においては、特別の事由により受講できない場合は、次年度以降に繰り延べることができるものとする。

なお、教職経験年数は、本県又は他の都道府県で国立、公立又は私立学校で養護教諭として勤務した年数とする。

第３　種　別

養護教諭研修の種別は次のとおりとする。

（１）新規採用養護教諭研修
（２）養護教諭５年経験者研修
（３）中堅養護教諭資質向上研修

第４　内　容

（１）新規採用養護教諭研修

新規採用養護教諭は、勤務校において指導教員及び校内研修指導者を中心とする指導及び助言による研修を研修期間中に１５日受けるとともに、総合教育センターにおける研修（以下、「機関研修」という。）を１２日受けるものとする。

（２）養護教諭５年経験者研修

養護教諭５年経験者は、機関研修を研修期間中５日受けるものとする。

（３）中堅養護教諭資質向上研修

中堅養護教諭資質向上研修は、健康教育上の現代的課題に関する研修を校内等において研修期間中５日、機関研修を研修期間中１０日受けるものとする。

第５　実施協議会

１　県教育委員会は、次の事項について協議を行うため、実施協議会を設置する。

（１）養護教諭研修の実施計画
（２）養護教諭研修の研修計画
（３）養護教諭研修の研修評価
（４）養護教諭研修のその他実施上の諸問題

２　実施協議会の設置要綱は別に定める。

第６　研修計画

１　研修計画は、県教育委員会が作成する。

２　研修計画においては、第４に定めるもののほか、研修の項目及び時期その他必要な事項を定めるものとする。

第７　細　則

この実施要項の細則は、研修の種別ごとに別に定める。

附　則

この要項は、平成　９年４月１日から施行する。
この要項は、平成１４年４月１日から施行する。
この要項は、平成１５年４月１日から施行する。
この要項は、平成１８年４月１日から施行する。
この要項は、平成１９年４月１日から施行する。
この要項は、平成２１年４月１日から施行する。
この要項は、平成２６年４月１日から施行する。
この要項は、平成３０年４月１日から施行する。
この要項は、令和　２年４月１日から施行する。
この要項は、令和　３年４月１日から施行する。
この要項は、令和　５年４月１日から施行する。
この要項は、令和　６年４月１日から施行する。

養護教諭５年経験者研修実施要項細則

埼玉県教育委員会

第１　目　的

この細則は、養護教諭５年経験者研修の円滑、適切な実施を図るため埼玉県養護教諭研修実施要項第７に基づいて定めるものである。

第２　対　象

養護教諭５年経験者研修の対象となる者は、埼玉県養護教諭研修実施要項第２に掲げる者のうち、職務経験が４年を経過した者とする。

ただし、特別の事由により受講できない場合は、次年度に繰り延べることができるものとする。

第３　研修期間

４月から１０月までとする。

第４　研修の内容

県立総合教育センターにおける研修（以下「機関研修」という。）を年間５日実施し、その内容は、次のとおりとする。

（１）機関研修は、年間５日実施する。

（２）機関研修は、県教育委員会が作成する「養護教諭５年経験者研修計画」に基づいて実施する。

第５　所　管

養護教諭５年経験者研修に係る総括的な事務は、教育局県立学校部保健体育課が所管し、研修は県立総合教育センターが実施する。

第６　その他

この細則は、平成　９年４月１日から施行する。
この細則は、平成１３年４月１日から施行する。
この細則は、平成１５年４月１日から施行する。
この細則は、平成１８年４月１日から施行する。
この細則は、平成２２年４月１日から施行する。
この細則は、平成２３年４月１日から施行する。
この細則は、平成３０年４月１日から施行する。
この細則は、令和　３年４月１日から施行する。

総合教育センター機関研修計画

回	期日・会場	時間	研修形態	研修内容等	指標
1	６月４日（火） 総合教育センター 中研修室	9:00– 9:15 9:15– 9:20 9:20– 9:35 9:35–10:50 11:00–12:00 13:00–14:30 14:45–16:15 16:15–16:30	 講義 講義 講義 演習 	受付 諸連絡 開講式 これからの養護教諭に期待すること 服務規律と不祥事の防止 学校保健の動向とこれからの養護教諭 学校保健の動向と養護教諭の危機管理 諸連絡	 ★ ＢⅠ2、BⅣ2 ★ ＢⅠ2、BⅣ2、BⅥ2 ＢⅠ2、ＢⅡ2、ＢⅤ2
2	７月９日(火) 総合教育センター 中研修室	9:00– 9:15 9:15– 9:20 9:20–12:00 13:00–15:00 15:15–16:15 16:15–16:30	 講義 講義 講義・演習 	受付 諸連絡 てんかんのある児童生徒の学校生活への支援 効果的な保健室経営 学校における食物アレルギーの対応について 諸連絡	 ＢⅠ2、BⅣ2 ＢⅠ2、BⅣ2、ＢⅤ2 ＢⅠ2、ＢⅤ2
3	７月３１日(水) 総合教育センター 中研修室	9:00– 9:15 9:15– 9:20 9:20– 9:50 10:10–12:00 13:00–16:15 16:15–16:30	 講義 協議 講義・演習 	受付 諸連絡 保健管理の実際Ⅰ～ヒヤリハットから学ぶ～ 保健管理の実際Ⅱ～ヒヤリハットから学ぶ～ 保健教育の進め方と実際Ⅰ・Ⅱ 諸連絡	 ＢⅠ2、ＢⅤ2、BⅥ2 ＢⅠ2、ＢⅤ2、BⅥ2 ＢⅡ2、BⅥ2
4	９月１０日（火） 新規・5年・中堅合同 総合教育センター 中研修室　他	9:00– 9:15 9:15– 9:20 9:20–10:35 10:45–12:00 13:00–16:20 16:20–16:30	 講義 講義 講義・協議 	受付 諸連絡 メンタルヘルス 情報モラル教育の推進と情報セキュリティの確保 養護教諭が行う健康相談事例研究Ⅰ・Ⅱ 諸連絡	 ★ E2 ＢⅠ2、ＢⅢ2、BⅥ2
5	１０月２９日(火) 総合教育センター 中研修室	9:00– 9:15 9:15– 9:20 9:20–12:00 13:00–15:45 16:00–16:15 16:15–16:30	 講義・演習 講義・演習 	受付 諸連絡 特別支援教育と養護教諭Ⅰ・Ⅱ 学校保健委員会の実際Ⅰ・Ⅱ 閉講式 諸連絡	 ＢⅠ2、BⅣ2、BⅥ2 ＢⅡ2、BⅣ2、BⅥ2

※研修の時間・内容については変更になる場合があります。

【埼玉県　校長及び教員としての資質向上に関する指標（養護教諭）】

※詳細は、9ページを参照。

★埼玉県の教員として持ち続けてほしい素養	
A	学校運営
B	Ⅰ　保健管理　　Ⅱ　保健教育　　Ⅲ　健康相談・保健指導　　Ⅳ　保健組織活動 Ⅴ　保健室経営　　Ⅵ　学校保健活動に関する連携・調整
C	生徒指導
D	特別な配慮や支援を必要とする生徒等への対応
E	ICT や情報・教育データの利活用

レポート作成及び提出について

- 自らの実践を通して、下記の課題についてまとめる。
- 県立総合教育センターのホームページ「教員研修」から、「研修用情報サイト」にある『養護教諭研修』の該当する年次にログインし、様式をダウンロードして作成する。ログインＩＤ、パスワードは、別途通知する。
- 作成したレポートは、PDF 形式で保存し、期日までにサイト上の指定のキャビネットへ提出する。

＜レポート課題一覧＞

	レポート課題	内容	提出期日
1	ヒヤリ・ハット事例	６月４日の講義内容を参考に、これまで経験したヒヤリ・ハット事例についてまとめる。 ※「ヒヤリ・ハット」とは、学校教育活動全体にかかわる養護教諭の実践において、ヒヤッとしたりハッとしたりした事象で、重大な事故等の結果には至らなかったものとする。	６/２５(火)
2	保健教育実施計画	所属校で実施している保健教育についてまとめる。 ※今後の計画、既に実施した保健教育どちらでも可。	７/　５(金)
3	保健組織活動の実際	所属校の学校保健委員会実施計画を作成し、課題についてまとめる。 ※本年度まだ実施していない場合は、過年度のものでも可。	９/２０（金）

【連絡・問い合わせ等】

○　養護教諭５年経験者研修全般及び校内研修に関すること
教育局県立学校部　保健体育課　健康教育・学校安全担当
ＴＥＬ：０４８－８３０－６９６３（直通）

○　機関研修の内容に関すること
県立総合教育センター　教職員研修担当
ＴＥＬ：０４８－５５６－３４１９（直通）

研修の受講に当たって

1　全般的な事項について

（1）研修には、主体的、積極的に参加するように心掛けてください。
（2）研修期日及び研修会場を確認し、時間に遅れないように余裕を持って受講してください。
（3）研修には、名札（各自で用意）、手引を持参してください。
（4）研修会は、全日程の参加を基本とします。やむを得ない理由で欠席等をする場合は、所属長が事前に、以下のように連絡し、「研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更）届」（公印不要）を電子メールに添付して送付してください。なお、欠席の際は事前の協議が必要です。

●県立学校、筑波大学附属坂戸高等学校、埼玉大学教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校

●市町村立学校

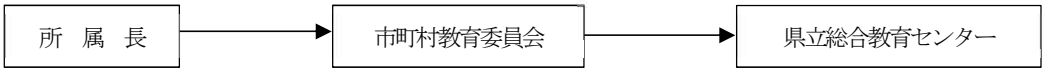

（5）研修当日、やむを得ない理由により欠席や遅刻をする場合は、管理職を通じて、県立総合教育センター（教職員研修担当）へ電話連絡をしてください。この場合、後日、「研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更）届」を電子メールに添付（公印省略）して提出してください。

県立総合教育センター教職員研修担当 048-556-3419

（6）欠席の場合、研修の補完等の内容については、担当指導主事より指示を受けてください。
（7）研修前は養護教諭研修情報サイトを確認し、連絡事項等を必ず確認してください。資料等については、ダウンロードして持参してください。
（8）研修後は、必ず校長に復命を行ってください。

2　研修会場での注意事項について

（1）各回の研修会場は、手引等で事前に確認してください。
※正門から講堂棟入口までは、バスの往来があり危険ですので、歩道を通ってください。
（2）名札は、受講者相互の交流、親睦と円滑な事務連絡を図るためのものですので、必ず着用してください。
（3）研修室内外の整理整頓に留意し、ゴミは持ち帰ってください。
（4）昼食は各自で準備してください。
（5）体調が悪くなった場合は、速やかに担当指導主事に申し出てください。
（6）服装は、研修にふさわしいものを着用してください。
（7）台風等に伴う研修会中止等の決定については、研修日前日の午後１時（研修日の前日が休日等の場合は直前の課業日）を目安として、県立総合教育センターのホームページに中止等の連絡を掲載します。その後の扱いについては、後日、担当から連絡します。

県立総合教育センターホームページ　　http://www.center.spec.ed.jp/

3　非集合型研修の受講にあたって

非集合型（オンライン含む）の研修では、事前に使用する端末及び通信環境等を確認するようにしてください。なお、管理職は、研修対象者に対して、研修場所と時間の確保をお願いします。

■　研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更）届

様式は、総合教育センターのホームページから入手してください。

第　　号
令和　　年　　月　　日

（宛先）
県立総合教育センター所長
【　　担当扱】

学校（園）名
校（園）長名　　（公印省略）
電　話　番　号

研修会（欠席・遅刻・早退・期日変更*1）届

本校　（職名）　（氏名）［（整理番号又は受講者 ID）*2］は、下記のとおり研修会を（欠席・遅刻・早退・期日変更）しますので、お届けします。

記

研修会名	研修会名 （コース・教科等*3：　　）
研　修　日	令和　　年　　月　　日（　　）　第　　日
理　由　等	
	変更後　令和　　年　　月　　日（　　）第　　日

＊１　欠席・遅刻・早退・期日変更の箇所は該当するものを残す。また、期日変更の場合、「理由等」の欄に変更後の期日を併せて記入する。
＊２　整理番号又は受講者ＩＤがある場合に記入する。
＊３　コース・教科等がある場合は（　　）内に記入する。

※　電子メールについて、件名及びファイル名は次のとおりとする。
件　　名　「○○研修会○○届○○学校」
ファイル名　「R○.○.○（研修日）【○○届】○○立○○学校」

※　年次研修及び一部の特定研修を欠席等する場合は、県立総合教育センターと事前の協議を要する。

■ ア ク セ ス ＆ マ ッ プ

総合教育センター（行田本所）　〒361-0021 行田市富士見町２－２４

■　秩父鉄道　東行田駅　徒歩約１０分

■　ＪＲ高崎線　吹上駅（北口）

「総合教育センター」行　　約２３分　【終点】下車

「行田折返し場」「工業団地」行　約２２分　【長野１丁目】下車　徒歩４分

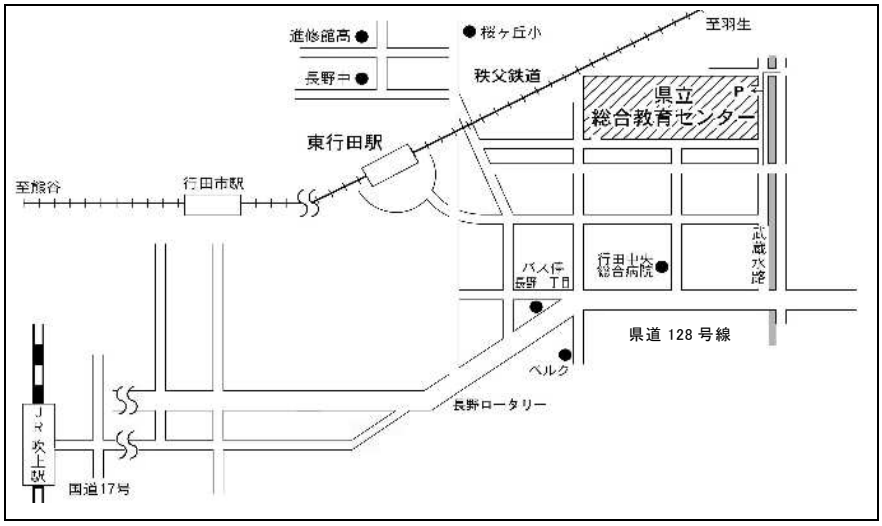

総合教育センター江南支所　　〒360-0113 熊谷市御正新田 1355-1

■　ＪＲ高崎線・秩父鉄道　熊谷駅（北口）

「県立循環器・呼吸器病センター」行　約２０分

「小川町駅」行　約２０分

【農業教育センター】下車（徒歩８分）

■　東武東上線・ＪＲ八高線　小川町駅

「熊谷駅」行　約３５分

【農業教育センター】下車（徒歩８分）

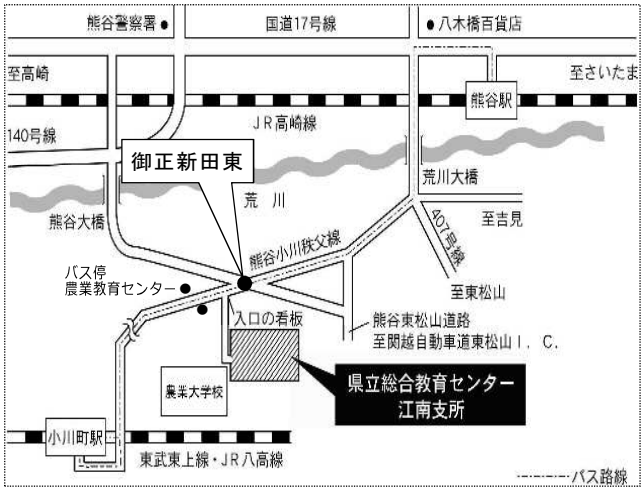

※　研修受講者は、交通事故の未然防止及び近隣住民への配慮のため、公共交通機関を利用し、やむを得ない事情がある場合を除き、自家用車での来所は御遠慮ください。

※　各市の条例により路上喫煙は禁止されています。なお、灰皿が設置されている店舗等においても同様となります。

埼玉県　校長及び教員としての資質向上に関する指標

養護教諭		採用前	第１ステージ	第２ステージ	第３ステージ	第４ステージ
記号	キャリアステージ	養成期	基盤形成・協力期	充実・推進期	深化・中核期	発展・後進育成期
		教員に求められる基本的な知識を学ぶとともに、自ら課題を発見して解決する姿勢を身に付ける 。	教員として必要な基本的事項について幅広く学び 、管理職や他の教職員から学びながら、基盤となる力を身に付ける。	自身の経験を基に、学習指導や生徒指導等の専門性をさらに高め、チームの一員として実践的指導力を高める。	校務分掌等において、学校の中核的な存在としての自覚を持ち、チームとしての学校への貢献度を高める。	これまでの教育実践を振り返り、自らの知識や技能を発展させ後進を育成し、多面的・多角的な視野を持ち、組織的な学校運営を推進する。
★	埼玉県の校長及び教員として持ち続けてほしい素養	● 常に自己研鑽に努め、主体的・自律的に学ぶ	● 教育公務員としての使命を自覚し、高い倫理観と児童生徒への教育的愛情を持つ		● 豊かな人間性、コミュニケーション力、人権意識、幅広い教養や視野を持ち、家庭や地域など誰とでも協働する	
A	学校運営	本県の教育振興基本計画等や国の答申等を踏まえた教育、学校及び教職の意義や社会的役割・服務等を理解するとともに、国内外の変化に合わせて常に学び続ける姿勢がある。 学校組織の一員として、他者と協働して教育活動に取り組むために必要な社会的スキルを身に付ける。	**【学校組織マネジメント】** 学年、校務分掌、委員会等について、担当業務の責任を自覚し、管理職や同僚への報告・連絡・相談を行いながら、自己の役割を適切に果たす。 **【学校安全】** マニュアルを踏まえて危険を予測し、事故発生時には適切に行動する。 **【外部連携】** 学校組織の一員として、自らの役割を認識し、家庭・地域等との連携の意義を理解し、適切に連携・協力する。	**【学校組織マネジメント】** 学校組織マネジメントの意義を理解した上で、学年、校務分掌、委員会等の諸会議等において、学校全体の運営を意識しながら、改善に向けた提案を行う等、意欲的に取り組む。 **【学校安全】** 危機管理の知識や視点で、学校事故防止等の効果的な事前指導や環境整備に努め、事故発生時には適切に行動する。 **【外部連携】** 学校の強み、弱みを理解し、家庭・地域等との連携を組織的観点から検討するとともに、効果的な教育資源を見付け出して連携する。	**【学校組織マネジメント】** 学校組織マネジメントの意義を理解した上で、各組織が有機的に機能を果たせるよう、学年、校務分掌、委員会等の組織において、諸会議等での合意形成を図りながら円滑に運営する。 **【学校安全】** 危機管理の知識や視点から、教育活動全般を振り返り課題に気づくとともに、他の教職員と連携しマニュアル等の見直しにも積極的に関わる。 **【外部連携】** 的確に学校課題を解決するために、家庭・地域等との連携を深め、連携計画に基づき、計画の実行に取り組む。	**【学校組織マネジメント】** 学校組織マネジメントの意義を理解した上で、学校運営の課題を踏まえながら、他の教職員に対して積極的に支援・助言を行い、学校の課題を主体的に解決しようとする。 **【学校安全】** 危機管理の知識や視点を備え、経験に基づく豊富な知識を持ち、安心で安全な教育活動を学校組織全体で計画的に実践する。 **【外部連携】** 学校間の連携について幅広い視点で企画・実践することができ、家庭・地域等の持つ教育力を活用する等、外部との連携を深める。
B	専門性を生かした職務 Ⅰ 保健管理	生徒等の実態把握と、適切な保健管理の必要性を理解する。	健康診断、救急処置、疾病予防等の保健管理から自校の健康実態を把握し、適切に対応する。 保健室が学校保健活動のセンターの役割を担えるよう、日常の保健管理体制を整備し、実践する。	校内において、指導的立場を果たすとともに、把握した健康課題の解決に向けて、組織的に対応する。	学校における救急体制、心のケアの支援体制など、危機管理体制について整備するとともに機能するように働き掛け、学校運営を視野に入れた改善策等を提案する。	保健管理の分野において、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
	Ⅱ 保健教育	専門性を生かした養護教諭の役割を理解し、保健教育に関わろうとする姿勢がある。 「主体的・対話的で深い学び」の重要性を理解する。	学校の実態にあった計画の必要性を理解した上で、学級担任等と連携し、養護教諭の専門性を生かした保健教育を実践する。 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、生徒等の実態に応じた保健教育を計画的に実践する。	教育要領・学習指導要領を理解し、生徒等の実態に応じた保健教育を計画、実践、評価、改善し、効果的に推進する。	集団指導と個別指導、保健管理や健康相談等について、相互の関係性を明確にし、生徒等の発達の段階等を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた保健教育を推進する。 課題に対して具体的な改善策を提案する。	保健教育の分野において、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
	Ⅲ 健康相談・保健指導	学校保健安全法による健康相談・保健指導の位置づけ及び内容を理解する。 養護教諭の専門性や保健室の機能を生かし、発達の段階に応じた健康課題への対応方法を身に付ける。	健康相談・保健指導の基本的なプロセスを理解し、生徒等の発達の段階や現代的な健康課題の関連を踏まえた健康相談・保健指導を実践する。	個々の健康課題に関して校内の中心となり、教職員やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家（専門機関）と連携し、それらの役割を生かした組織体制づくりを行う。	健康課題解決に向けて、コーディネーターの役割を担い、学校内外の関係者と連携を図る。また、必要に応じて個別の保健指導につなぎ実践を深め広げる。	健康相談・保健指導の分野において、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
	Ⅳ 保健組織活動	保健組織活動の意義と学校・家庭・地域等の協力体制の重要性を理解する。	家庭・地域等と連携し、保健組織活動を推進する。	学校と地域等の実態を適切に分析し、学校教育目標を意識した保健組織活動を推進する。	学校運営の課題を踏まえながら、家庭・地域等とネットワーク体制を構築し、保健組織活動を運営する。	保健組織活動の分野において、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
	Ⅴ 保健室経営	養護教諭の職務及び役割を理解し、計画的・組織的な保健室経営に取り組む姿勢がある。 学校保健活動のセンターの機能を果たす保健室の役割を理解する。	学校教育目標を理解し、生徒等の心身の健康に関する実態を把握する。 保健室経営の方針を明示し、保健室経営計画を立て、その具現化に向けて実践する。	保健室経営計画を基に、保健管理、保健教育、健康相談、保健組織活動等について実践し、その過程や結果を評価し、改善を図る。 学校教育目標の実現に向けて、保健室経営を工夫して実践する。	保健室経営の視点から、学校教育目標実現のための具体的な方策を提案する。	保健室経営の視点から、学校教育目標達成のために、組織的な対応力を高めるよう、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
	Ⅵ 学校保健活動に関する連携・調整	学校保健活動のコーディネーターの役割を理解し、家庭・地域等の連携に取り組む姿勢がある。 学校保健に関わる人々の役割を理解する。	学校保健に関する今日的な意義を理解し、積極的に教職員や家庭に周知を図る。 学校保健の課題を適切に把握し、課題に応じた連携先を適切に選択し、コーディネートする。	効果的な連携・調整の方法を関係者に提案するなど学校保健活動のマネジメントを行う。	学校運営を意識し、学校保健活動に関してチーム体制を構築し、必要な人材の確保や役割を分担する。 地域の健康課題を視野に入れたネットワーク体制を構築する。	養護教諭の専門性に基づいた連携・調整について、最新の知識・技術を取り入れながら、学校内や地域等で養護実践を行い広めるとともに、後進を育成する。
C	生徒指導	生徒等一人一人の実態把握の必要性を理解し、個性を認める姿勢を培うとともに、その置かれている背景について理解を深め、適切な指導法を身に付ける。 発達の段階における集団の特性及び学級経営に関する基本的な知識を身に付ける 。	**【教育相談】** 生徒等の理解に努めながら、教育相談の基本的な技法を習得し、生徒等との信頼関係を築く。 **【生徒等の問題行動への対応】** 生徒等理解のための基本的な知識を基に、校内組織での助言を得ながら、問題行動の事実を把握し、早期発見・早期対応する。 **【キャリア教育】** キャリア教育や進路指導の意義を理解し、生徒等が自分らしい生き方を実現するための力を育成する。	**【教育相談】** 教育相談の意義や理論を理解し、基本的な技法を活用し、公平かつ受容的・共感的な態度で生徒等と関わり、より深い信頼関係を築く。 **【生徒等の問題行動への対応】** 生徒等の状況を把握し、様々な問題行動に対してその背景や原因も考慮しながら、他の教職員と共通理解を図り、連携して適切に指導・支援する。 **【キャリア教育】** キャリア教育や進路指導の知識を生かし、学校の教育活動全体を通じて、生徒等が自分らしい生き方を実現するための力を育成する。	**【教育相談】** 教育相談に係る校内委員会や関係機関等と連携しながら、生徒等の理解に基づいた関わり方について、校内で積極的に指導・助言を行う。 **【生徒等の問題行動への対応】** 組織的観点を持ち、生徒等の問題行動の背景や原因を多面的にとらえ、適切に解決するため学年等で共通理解を深めながら、取組を実践する。 **【キャリア教育】** 地域・社会や産業界と連携し、学校の教育活動全体でキャリア教育や進路指導を推進する。	**【教育相談】** 質の高い教育相談を推進するため、より深い生徒等との関わり方について、学校全体で教職員の意識を高め、後進を育成する。 **【生徒等の問題行動への対応】** 生徒等の問題行動に関する多様な事例や関係機関との連携についての知識を持ち、校内組織での共通理解を深めながら、学校全体としての生徒指導力を高める。 **【キャリア教育】** 地域・社会や産業界と連携し、学校や地域の教育活動全体でキャリア教育や進路指導を推進し、後進を育成する。
D	特別な配慮や支援を必要とする生徒等への対応	特別な配慮や支援を必要とする生徒等の特性等を理解し、組織的に対応するために必要となる知識や学習上・生活上の支援方法を身に付ける。	**【多様なニーズへの対応】** 特別な配慮や支援を必要とする生徒等に関する基本的な知識や考え方を身に付け、その特性や教育的ニーズを踏まえ、一人一人に応じた支援を行う。 ユニバーサルデザインの視点を意識した環境づくりを行う。	**【多様なニーズへの対応】** 特別な配慮や支援を必要とする生徒等の特性に応じた理解を深めるとともに、多様性を認め共に成長する集団づくりに他の教職員と協働して取り組む。 教科・学年等と連携し、効果的な指導法の情報発信を行い、校内で共有・活用する。	**【多様なニーズへの対応】** 特別な配慮や支援を必要とする生徒等の課題を把握し、学年等において機能的な組織づくりを推進する。 生徒等の自立を支える校内体制づくりを行い、外部機関との連携を適切に行う。	**【多様なニーズへの対応】** 外部機関との連携を図り、学校全体として、特別な配慮や支援を必要とする生徒等個々の実態に応じた適切な指導・支援体制構築の中核となる。 学校全体でインクルーシブ教育システムに取り組むことの意義について、教職員相互の共通理解を深める。
E	ICTや情報・教育データの利活用	教育活動におけるICT機器の基本的な活用方法を理解する。	**【ICT活用】** 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTの具体的な活用方法及び特性を把握し、ICT機器を活用する。	**【ICT活用】** 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、ICTが効果的に活用できる場面を把握し、得られた情報を適切かつ効果的に活用する。	**【ICT活用】** 教科指導、学級指導、校務分掌等の教育活動において、生徒等にICT機器を適切に活用させることができ、また、学校の中心となり活用を推進する。	**【ICT活用】** 学校経営等様々なICT活用を推進するための具体的な手法を把握し、ICT活用における後進の育成のために、様々な取組を行う中核となる。

校長（管理職）

校長は、生徒等の豊かな学びを充実させるため、学び続ける教職員を育成する等、教育課題に対して適切に対処するための学校組織を構築する。

副校長・教頭は、校長の補佐役として、これまでの豊富な経験を生かして教職員への指導・支援を行う等、広い視野で学校経営に資する専門性を発揮する。

学校経営	**【学校経営方針や重点目標の策定・周知】** 学校の実態や課題を踏まえ、教職員の共通理解を深めながら、学校経営方針や重点目標を策定し、学校内外に周知する。 **【学校組織マネジメントの推進】** 国や県及び市町村の教育施策・制度を理解するとともに、教職員がチームとして連携し協働する理念のもとで、学校運営への参画意識を高め、学校組織全体の改善に取り組む。 **【危機管理】** 生徒等の心身の安心・安全を確保するため、学校安全を優先し、日頃から教職員の危機管理意識を高め、学校において生じる様々な傷病・事故を未然に防止する体制を構築する。
人材育成	**【教職員への指導】** 積極的に職場内に意思疎通の機会を設け、服務規律の徹底について指導・管理するとともに、職責を自覚し、絶えず自己研鑽に励み、教職員に模範を示す。 **【多様な人材を生かすマネジメント】** 教職員の自発性、創造性、専門性が発揮されるよう、学校課題等に関する意見交換を通じて、教職員相互のよりよいコミュニケーションづくりを進め、教職員の多様な適性等を生かした学校文化を醸成する。 **【学び続ける教職員の育成】** 多様なキャリアパスの在り方を踏まえ、校内研修、授業研究等の日常的な学びを充実させるとともに、教職員個々のキャリアステージに応じた研修受講を奨励し、自律的な成長をサポートする。
教育実践・カリキュラム開発	**【カリキュラム・マネジメント】** 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた取組を推進するため、地域等と連携し、創意を生かした教育課程を編成・管理する。 **【情報化・デジタル化への対応】** ICTを活用しながら、学校における様々なデータを収集・整理・分析し、校務のデジタル化を推進する。 **【生徒等の指導・支援体制の構築】** 生徒等の自己実現を支援するため、生徒等の実情に基づいた生徒指導を推進するとともに、生徒等一人一人の多様なニーズに適切かつ組織的に対応する組織体制を構築する。
外部連携	**【開かれた学校づくり】** 学校の魅力に関する情報を積極的に発信し、家庭・地域等に説明責任を果たすとともに、学校評価懇話会等において、生徒、保護者、地域との意見交換を丁寧に行い、教育活動に対する理解を深め、信頼関係を構築し、連携・協働する。 **【先進的な教育実践の収集・活用】** 交渉力を発揮し、学校外部との多様な学びのネットワークを開拓・充実するとともに、自校の課題に応じて、他校等の先進的な教育実践等を収集・整理・分析し、学校運営に生かす。

＊「生徒等」とは幼児、児童、生徒のことを指します。また、「校長」には園長、「副校長」には副園長を含みます。

埼玉県マスコット「コバトン」

埼玉県立総合教育センター

〒361-0021　　埼玉県行田市富士見町２－２４

TEL　048-556-6164（代）　FAX　048-556-3396